



鳥取県公報

平成12年 8月 4日(金)
号外第79号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（水産課）…………… 1
- ◇ 告 示 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正（ク）…………… 2

——— 公布された規則のあらまし ———

◇鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 経営等改善資金のうち燃料油消費節減機器等設置資金の貸付限度額を1,300万円（現行 700万円）に引き上げることとした。（別表第1関係）
- 2 青年漁業者等養成確保資金のうち研修教育資金の貸付限度額を180万円（現行 150万円）に引き上げることとした。（別表第1関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 8月 4日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第86号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年鳥取県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
種 類	貸付限度額	償還期間 (据置期間 を含む。)	据置期間	種 類	貸付限度額	償還期間 (据置期間 を含む。)	据置期間
1 経営等改善資金 (1)～(3) 略 (4) 燃料油消費節減機器等設置資金 推進機関その他の漁船に設置される機器等 であって、通常の型式	<u>1,300万円</u>	略 7年以内	略 1年以内	1 経営等改善資金 (1)～(3) 略 (4) 燃料油消費節減機器等設置資金 推進機関その他の漁船に設置される機器等 であって、通常の型式	<u>700万円</u>	略 7年以内	略 1年以内

のもの又は通常的方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金 (5)～(12) 略	略	略	略	のもの又は通常的方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金 (5)～(12) 略	略	略	略
2 略	略	略	略	2 略	略	略	略
3 青年漁業者等養成確保資金 (1) 研修教育資金 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で知事が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金 (2)及び(3) 略	180万円	5年以内	1年以内	3 青年漁業者等養成確保資金 (1) 研修教育資金 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で知事が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金 (2)及び(3) 略	150万円	5年以内	1年以内
略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第472号

昭和55年鳥取県告示第60号（鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準について）の一部を次のように改正する。

平成12年 8月 4日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前					
第1 経営等改善資金						第1 経営等改善資金					
種 類	貸付対象	貸付限度額	貸付の相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期	種 類	貸付対象	貸付限度額	貸付の相手方	申請の時期	決定の時期
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	燃料
燃料油消費節減機器等設置資金	次に掲げる機器等で知事が別に定める基準に適合するものの設置に必要な資金 1～3 略	漁船用エネルギー環境対応機関を設置する場合には1台につき1,200万円、定速装置を設置する場合には1台につき120万円、潤滑油性状維持装置を設置する場合には1台につき10万円				油消費節減機器等設置資金	次に掲げる機器等で知事が別に定める基準に適合するものの設置に必要な資金 1～3 略	漁船用エネルギー環境対応機関を設置する場合には1台につき600万円、定速装置を設置する場合には1台につき120万円、潤滑油性状維持装置を設置する場合には1台につき10万円			
略	略	略				略	略	略			